

秋田県健康づくり審議会の組織の見直し等について

秋田県健康づくり審議会における次の分科会及び部会について、委員の改選に合わせて組織の見直し等を行った（委員任期：令和 6 年 7 月 1 日～令和 8 年 6 月 3 0 日）。

1 令和 6 年 6 月 30 日廃止

	生活習慣病分科会	臓器移植対策分科会	エイズ部会
所掌事項	生活習慣病対策の推進	臓器移植対策の推進	エイズ検査、医療、相談、指導等
委員数 (委員構成)	16 名（医師会 1 2、歯科医師会 1、看護協会 1、栄養士会 1、理学療法士会 1）	3 名（医師会 2、看護協会 1）	7 名（医師会 4、歯科医師会 1、秋田市 1、秋田県公認心理師・臨床心理士会 1、）
見直しの理由	○ 循環器疾患等の各疾患、生活習慣の分野ごとに有識者による専門の会議を設置・開催しており、生活習慣病の一次予防・重症化予防の推進のための検討が別の会議体で行われている。 ※関係する会議 ・循環器疾患…循環器病対策推進協議会 ・糖尿病…糖尿病重症化予防対策推進会議 ・栄養・食生活…健康づくり審議会 栄養・食生活分科会 ・アルコール…アルコール健康障害対策推進委員会 等	○ 移植医療の推進、脳死下の臓器提供が発生した際の対応について、それぞれ専門家や関係者による会議を設置・開催しており、腎不全、臓器移植対策の推進のための検討が別の会議体で行われている。 ※関係する会議 ・移植医療の推進…移植医療推進委員会（構成：県内主要医療機関、腎臓病患者団体、県） ・脳死下の臓器提供…臓器提供関連団体連絡会議（構成：医療機関、警察、消防等）	○ HIV感染者、エイズ患者の発生動向は全国的に減少傾向にあり、本県では少数で報告のない年が多い。 ○ 治療の進歩により、内服薬治療を続けられ、HIVを抑制して健康的な生活が送れ、他者への感染を防げるようになっている。 ○ 個別の県計画がない他の感染症は、感染症対策分科会で協議している。
見直しの方向	引き続き、生活習慣病対策については、各会議で検討を行う。	引き続き、腎不全、臓器移植対策の推進については、各会議で検討を行う。	今後、エイズ対策については、感染症対策分科会で協議する。

2 委員数変更

	感染症対策分科会	心の健康づくり推進分科会	新興感染症部会
所掌事項	感染症対策の推進	心の健康づくり、自殺予防対策の推進	新興感染症相談、検査、健康診断、感染予防、医療等
委員数 (委員構成)	13 名 (医師会 9、歯科医師会 1、薬剤師会 1、獣医師会 1、秋田市保健所 1)	15 名 (医師会 1、薬剤師会 1、大学病院 2 など)	13 名 (医師会 10、薬剤師会 1、秋田市保健所 1、病院協会 1)
見直しの理由	○ 感染症対策を協議する関係者として、看護協会、県保健所が委員になっていない。 ○ 部会の協議内容を報告する分科会委員がいない。	○ 子どもの自殺を減らすために、教育関係者との認識の共有、協議が必要だが、教育関係者が委員にいない。	○ 新興感染症部会は、感染症法 10 条の 2 に基づく都道府県連携協議会に位置づけられた (R5. 6. 28 県分科会・新興感染症部会合同会議)。 ○ 厚労省は、都道府県連携協議会の構成員を例示して幅広い関係機関の参加を求めている (R5. 3. 17 通知)。 ○ 秋田県健康づくり推進条例により委員数が 20 名以内と定められている (25 条 5 項)。
見直しの方向	15 名 (医師会 9、歯科医師会 1、薬剤師会 1、獣医師会 1、秋田市保健所 1、看護協会 1、県保健所 1) ※部会等を考慮して委員を推薦いただくよう依頼する。	16 名 (県教育委員会 1 名を追加)	19 名 (医師会 5 (病院協会分含む)、薬剤師会 1 ほか幅広い関係者) ※今年度改定を協議する新型インフルエンザ等対策行動計画の関係者を含む ※感染症指定医療機関等を考慮して委員を推薦いただくよう依頼する。

秋田県健康づくり審議会組織図

任期:R6. 7. 1~R8. 6. 30

